



私たちは何処に行こうとしているのか

田中伸尚さん講演会「後編」・聴書

1970年代の半ば、靖国国家護持法が座礁する状況下、様々な政治的動きがあり、首相や閣僚の私的参拝や、「みんな靖国神社に参拝する国会議員の会」などによる100人規模の靖国参拝が行われる中、85年、中曽根康弘氏が最初に使った政治的な手法である「私的懇談会」が導き出したのが靖国神社の公式参拝であったことを思い起こして下さい。ご存じのように国内外から厳しい批判の声が上がります、国内では福岡・大阪・東京など各地で違憲訴訟が起されました(1985年～2011年)。2011年にだされた最高裁の

判断は、7対8のギリギリの判断で敗訴するのですが、85年、中曽根大臣の参拝以降、靖国の公式参拝というのは誰もやらなかったわけですが、それを破ったのが安倍総理だということも忘れてはならないのだと思えます。

「私的懇談会」というものをもつて政治を操るといったり方を再現した安倍総理。「集団的自衛権」を持つ国にしようとする今の状況で注目しなければならぬのは、安倍個人ではなく、安倍を支える様々な体制・システムそして社会があるのだと思えます。そして1番の問題は社

待てなくなった時代。
手紙なら1ヶ月・
メールなら1週間
ラインだと10分。
信頼できるのは何

日本国憲法 第9条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

会だと思えます。社会に漂う空気、こういうものが生まれてきますと安倍政権が崩壊してもそこで終わりにはならないのです。例えば東京都知事であった石原慎太郎氏が半ば強引に決めた「君が代の強制とその処分」ということは、都知事が替わっても継続されているわけです。トップが変わったら変わるといふものではなく、そういうものを支える空気があるということでは



東京都で東京都知事の通達「職務命令」が出された2003年以降、2009年までの間に各地で行政訴訟がおこり、10年間で延べ1143人が処分の不当性を訴えがりましたが、今は状況が大きく変わってしまいました。東京には約6万人の教師がいますが、君が代の強制に対して、起立をしないなどの抵抗を示し、処分の対象となったのは今年1名だけだったので。昨年『良心と義務』(岩波書店)という本を出版しました。その中に1人だけとなった田中さん取材しました。彼は4年ほど前から「起立をしない」ということを続けているというので、近々処分が決まるのではないかと、ゼロか1かというのは大変な違いです。彼は2人の子どもを持つ父親でもあるのですが「ゼロにはしたくない」と言っています。

たことが印象的でした。

社会のモラルの崩壊によつて何が起るのかを見据えないと何が起るか解らない怖さを持つているのだと思います。戦後社会の中で無意識なうちにも「やっではないこと」と認識していたこと、手をつけてはいけないこと」というような戦後社会のモラルですね。そのモラルが崩壊し、その結果起るある種の災害・ハザード。私はモラルハザードと呼んでいます。予想しえないようなことが起るのでないかと思っています。別な言い方をすれば、戦後の崩壊・今回のサブテーマ「戦後最大の危機」というのは戦後最大の民主主義の崩壊という重大な分かれ道に立っているということだと思えます。

歌が持つ力

これまで私は、天皇とか靖国とかということが大きき取り上げられてきたので

すが、数日前に発刊された本『抵抗のモダンガールー作曲家・吉田隆子』について少しご紹介をしたいと思います。音楽の世界はどちらかというと苦手な分野なのですが、ふとしたきっかけで吉田隆子さんという作曲家について書くことになりました。沢山の資料が私の処に送られてきたのですが、資料を通して解ることは、女性の作曲家は、明治以降、彼女を含めて6名くらいしかいなかったと言われています。その中でただ



楽譜を書く吉田隆子

1人、「満州事変」以後の日中戦争を含むアジア・太平洋戦争の時代、さまざまな抑圧・弾圧に抗して、戦争を拒む作曲活動をしてきたという驚きは直ぐにも筆を執りたくなる圧巻でした。

戦時中に兵士たちにエールを送る歌を作った作曲家は沢山います。有名な人は山田耕筰（耕作）さんです。「カラタチの花」とか「あかとんぼ」とか「このみち」とか、誰でも知っている童謡が沢山ありますが、その山田耕筰は大変な人で、戦意高揚の歌をおびただしく作っているのです。そして軍服を着、腰にサーベルをつけ軍靴を履いて吠えまくったという話が沢山あるのですが、その山田耕筰が戦後すぐの12月、『東京新聞』で山根銀二という人と三度

にわたって紙上対論を行なっています。対論の中で山根氏は「音楽挺身隊隊長として、権力を背景に音楽家全体を威迫した」と述べていますが、様々なもの

戦争責任が問われる中、音楽の戦争責任ということはあまり問題にされないのです。音楽が持つ、心情の影響は計り知れないものがあるわけで、進軍しながら軍歌を歌うことで極度の不安を払拭し、高ぶる心で突撃をしたというようなことは多くの兵士が語っていることであり、それ故に内閣官僚が、重要な戦略としてそれを支配したということは疑いようのない事実でもあります。写真をお見せした「シヨパンと治安部隊」は映画『戦場のピアニスト』を彷彿させるものであり、加害者側も被害者側も心を揺さぶられるということがあ

騙した側・

騙された側の責任

私の母は、子どもの頃から「戦争はもうこりこりだ」と言っていました。それには「国に騙されたからね」という言葉がくつつい

ていました。東京大空襲で上野の家などすべての財産を失った事を言っているのですが、沖縄や広島から見れば比較にならないほど軽いはずなのですが、すべてを失ったと「いう感じは許せないものだったのだと思います。そしてそれは「国家への不信」という形であつたわけです。ただ、それまで国家を支持し「臣民」として最大限に生きた「国民」であつたということとは欠落していたと言えます。戦後間もなく伊丹満作さんという人が「戦争責任論」というものを書き、その中に「国家に身を託してしまつた国民」つまり「騙された側に責任」がある。ということをやつたわけですよ。「億総懺悔」という言葉に似ているようにだけ違ふ。国家の責任を問うためには国民が自覚しないと駄目なのだと思います。つまり「二度と騙されてはいけないのだ」と言っているのです。

そこで山田耕筰なのですが、1945年の12月の対論の中で反論しているのですが「祖国の不敗を希う国民の当然の行為として。戦時中、国家の要望に従って為した愛国的行為が、あなたのようにに戦争犯罪になるとしたならば日本国民は挙げて戦争犯罪者として拘禁されなければなりません。」という言い返しをしています。一見そのようにも思えるが、伊丹満作さんの言うような「騙された責任・国家への疑問」ということがここには何も無いわけです。「国家が言うとおりにやっている。何処が悪いのだ」という場合、国家の言うことはすべて正しいという思考停止が働くわけです。その回転ドアの向こうに靖国があるのかと思います。

国家に疑いを持つ

戦後民主主義を考える時、「国家は信用ならないものだ」、もっと言えば「国家

というのは常に国民に嘘をつく」ということを認識しなければならぬ。国民として国家にある種の「距離を取る」ことが、戦争を二度としないということに繋がっていく。それが戦後に受け継がれた考え方・生き方であると言って良いかと思えます。明治以降の近代日本が、アジアの人に何をしてきたかを知るということが大切なのですが、歴史認識の中で、多くの人が、そして指摘をされるまで「国家に疑いを持つ」ということを欠如していた」ということを改めて認識することが、戦後の歴史認識の核心でないかと思っています。それが信教・思想の自由とか、言論・表現の自由を包む基本的人権の問題かと思えます。それらを明文化したものが憲法です。だから憲法99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」という下りになる

わけです。支配をする側・権力を持つ側に遵守義務を求めたものがこの憲法の特長であり、近代憲法の筋道でもあるということを、いまは名誉教授になられた京大の横田耕一さんなどの憲法学者が言っています。

国家が大きな過ちを犯すということとは、日本だけでなくアメリカでも、ブッシュ大統領の時、大量破壊兵器があるということによってイラクを攻撃（イラク戦争）しましたが、何も出てこなかったわけですから：多くの国民が騙されていたわけです。その事について、イギリスでは議会で検証し、間違っていたことを確認しているのですが、日本は知らぬ顔をしました。（休憩）

自己批判力の欠如

最初に「国家と個人」について考えるきっかけを貰ったのは、山口で起きた「自衛官合祀訴訟」へ！2審は勝訴・最高裁で敗訴

と、その主人公であった中谷康子さんであります。その方にお会いしなければもうチョット売れるものを書いていたかなと思うくらい衝撃的な出逢いでした。彼女のことにについては既に本に書いていますので、詳しくは申しませんが、あの事件は1970年に起きていますから戦後25年経ったことですね。25年もたつてから、家族の了解も取らずに神様に祭り上げてしまふという行為、25年経つてなぜそういう行為が起きるのかという驚きですね。もう一つは中谷さん側から起こされた驚きですね。彼女は憲法をもとにして「おかしい」というのではなく、自分が信じている宗教、生き方の問題としてどうしても納得できないということでした。生き方に国家が介入することに異議を申し立てているのです。そういう人が生まれているという驚き、その二つの驚きが私

の中で交錯しながら、ルポ

ルターージュ『自衛隊よ、夫を返せ！』という本になりました。護国のために散った軍人は英霊として靖国や護国神社に神として祭られる。それは少なくとも戦中戦後においては当然のこととしてやったわけでしょう。国のために戦死することは讃えられることだから後に続けという構造でしょうけれども、靖国には戦中も戦後もなく、それがそのまま続いているから、遺族の意志を問うなどということ無しに祭ってしまうということにした。戦後25年経つても、大日本帝国というようなことがそのまま続いているという私の驚きでした。そして彼女の提訴に対して猛烈なパッシングが起るわけです。「非国民」「出ていけ」などの右翼の常套句だけでなく、「みんなが受け容れているのだから従うべきだ」というような声、ふつうの人の声が多かったわけです。戦後25年経つても、国のために死ねば靖国の神

様になるということが、**「ふつうのこと」**として途絶えずにあり続けたということ
 です。少し堅い言葉で言え
 ば**「克服されざる戦中戦後**
ということでしょう。岩波
 書店、創業100年の記念
 出版として出された《228
 人が考える私たちのくらし
 》**「これから」**『これからどう
 する・未来のつくり方』と
 いう本があります。その中
 に中谷さんに学んだものと
 して『沈黙せざる精神を継
 承する』という一文を書き
 ました。この小さな文章の
 中で、引用させて頂いたの
 は、思想家の藤田省三さ
 んが『現代日本の精神』の
 中で指摘した、「明治の前期
 から今日に至るまで、日本
 社会に最も欠如しているの
 は、**「自己批判能力」**だ」と
 いう点。このことは戦争中
 に軟禁状態に置かれていた
 カール・レービットが戦後
 に「日本人の精神的特徴は
 自己批判を知らないという
 ことである。あるのは自己
 愛、ナシヨナリズムだけで

ある」という言葉に思い至
 るわけです。

少数意見が排除される

自己批判が出来ないとい
 うことが、他者を排除する
 ということに繋がります。ヘイ
 トスピーチなどが野放しに
 され、少数者を排除するとい
 うことに繋がってきたと
 言えるのかと思います。中
 谷さんの問題についても、
 少数者・宗教的なマイノリ
 ティーのための圧迫や抑圧
 それを感じつつ、合祀の違
 和感を訴え続ける。そうい
 う中で彼女につらなる隣人
 ・支援者たちが出てきたわ
 けです。そしてもう一つ教
 えてくれたのは、民主主義
 は多数決という一面と、少
 数意見を尊重するというこ
 とがあります。更に進ん
 で少数者の生き方を尊重す
 るということがなければな
 らないと。1・2審は「宗教
 的人格権」ということで救
 い出したのですが、最高裁
 はそれをひっくり返し、「少

数者は多数者の意見に寛容
 になれ」という判決となり
 ました。違うだろうと言
 いたいのですが1988年の
 最高裁の判決で「少数者の
 生き方を尊重する」という
 ことが否定される形になっ
 たわけです。



その判決が、現在も続い
 ている靖国裁判の被
 告側の正当性として
 ズーと使われ続け、
 極めて厚い壁となっ
 ているわけです。裁
 判の結果は良くな
 かったのですが、彼
 女は今でも合祀の
 反対を継続していま
 す。大分市の九電支
 社の前で2011年
 の4月から毎日プラ
 カードを持って立ち
 続けている女性た
 ちがいますが、4月14日
 で1000日になると聞きま
 した。先に述べました日の
 丸君が代の闘いでもそう
 ですが、ゼロにしないとい
 う持続力。そういう力を生み
 出す力を持ち続けている人
 がおり、それを支える隣人
 がいるということが救いな
 のかと思えます。

安倍総理は

何を求めているのか

次に「集団的自衛権」に
 ついて少し述べますが、失

集団的自衛権

他国から武力攻撃を受け
 たとき、自分の国を守るた
 めに反撃するのが個別の自
 衛権。集団的自衛権は、自
 分の国ではなく、同盟国な
 ど密接な関係にある国が攻
 撃された場合、一緒に戦う
 権利のこと。身近な例えで
 考えると、友人が他人に殴
 られるのを見たとき、自分
 は無傷でも、友人を助ける
 ためなら他人に暴力を振る
 ってよいということだ。
 集団的自衛権は、国際条
 約である国連憲章が認めて
 いる。日本政府も、権利は
 持っているとの立場。た
 だ、集団的自衛権を理由に
 した武力の行使は、戦争放
 棄と戦力の不保持を定めた
 憲法9条の存在から「許容
 された必要最小限度の範囲
 を超える」と解釈し、一貫
 して禁じている。
 国連には、多国結軍など
 武力行使を伴う「集団安全
 保障」の枠組みもあるが、
 日本は集団的自衛権と同じ
 理由で自衛隊の参加を禁じ
 ている。

積極的平和主義

世界の平和と安定に積極
 的に貢献するという安倍前
 相の外交・安全保障政策の
 基本姿勢。首相が目指す集
 团的自衛権の行使容認と密
 接な関係にある。国際紛争
 の解決に積極的にかかわっ
 ていく姿勢を強くにじませ
 ているのが特徴。政府が昨
 年12月、武器輸出三原則の
 枠を超え、南スーダンの国
 連平和維持活動(PKO)で、
 武器としては初めて他
 国軍に銃弾1万発を提供し
 たのは一例となった。

解釈改憲

国会による発議や国民投票
 など、正式な改憲の手続きを
 経ずに、解釈の見直しによ
 って改憲に近い変更をもたら
 すこと。集団的自衛権行使の
 問題に当てはめれば、憲法9
 条には手を付けずに政府の判断
 で解釈を変え、これまでの
 「禁止」から「容認」へと転
 換させることを言う。解釈改
 憲は一般用語だが、安倍政
 府が行使容認を目指しているた
 め、この問題の代名詞のよう
 になっている。

礼なことかと思いましたが、
 最近よく使われる「集団的
 自衛権・「積極的平和主義」
 ・「解釈改憲」・「武器輸出三
 原則」・「ガイドライン」の
 解説を資料の6に付けさせ
 て頂きました。先日、内閣
 法制局長官とか、幾人かの
 官僚や大学の先生などを交
 えてのシンポジウムがあり
 ました。その席で、大阪国
 際大学の准教授で「日本お
 ばちゃん党」の代表でもあ
 る、谷口真由美さんという
 人が、「個別的自衛権」とい
 う言葉が解ったこととして

メディアなどでどんどん使われている。使う側も読む側も解っていないまま解ったこととして使われて、いつの間にか、大変なことが決まってしまうということがあるの、言葉の基本的な意味は共有すべきだという意見がありました。

安倍政権が求めているのは、戦後レジュームからの脱却”。第1次内閣の時はそれを前面に出し、2次になりますと「アベノミクス」ということを前面に出します。アベノミクスで株価を上げ、儲けさせてやろうというようなことをやっていますが、目的は何も変わっていません「憲法体制の破壊」ということでしよう。

第1次政権は短かったのですが、戦後レジュームの大事な部分として3つのことをやったのですね、一つは「教育基本法の改悪」二つめが「防衛庁を防衛省」に昇格最後に「国民投票法」というものを制定しました。第二次では「特定秘密保

護法」であるとか「武器輸出三原則」を経済界の要請に従って事実上撤廃してしまう。その他幾つもありますが、ついに「集団的自衛権」の容認という疾走を始めたわけです。そしてやりたくてたまらなかつた「靖国参拜」を2013年12月26日にやったわけです。

特定秘密法や武器輸出三原則の撤廃などと「靖国参拜」はチョット違う狙いがあつたと思います。靖国参拜には別な意図、つまり河野談話に代表されるこれまでのアジアとの関係を示す幾人かの談話で、国家間で一定の共通理解が生み出されていたのですが、それを修正するという意図が見え見えだつたと思います。例えば慰安婦の問題やアジアへの「侵略」それについての謝罪などを否定していく歴史修正主義です。

慰安婦の問題でいえば「軍の関与はなかつた」と。あの意味では細かいところをつついて全体をなかつたことにするというやり方です。靖国とか慰安婦の問題は彼の歴史修正主義要になりま

す。例えば「南京大虐殺」について、30万人ではなく3万人だつたと。数字を替えることで事の事態の意味が変わっていくようなトリックを積み重ね、やがて日本の侵略は無かつたのではないかというところに繋いでいく。1993年の産経新聞に「日本は侵略国ではありません」という全面広告を出したことがありますが、植民地支配もそうです。近代のヨーロッパ帝国はみんな植民地支配をしてきた。なぜ日本だけが反省・謝罪しなければならぬのか。という方ですね。

安倍総理だけではなく多くの政治家は、日本の植民地支配によって韓国の近代化が進んだという言い方をしています。鉄道が出来た・橋が出来たなどというものです。略取したものを運送する手段として作つたものですが、それを近代化に寄

与したというのです。そういうことが1990年代になって露骨に言われ始めるわけです。バブルが崩壊していくことと、歴史修正主義が台頭し軍事化路線をとることが、二つの車輪として連動していくわけです。軍事化・憲法破壊については後で述べますが、歴史修正主義については、アメリカに対してオバマは非常に冷たい。総理が訪米したとき、会見の時間も極めて短く、食事を共にするということもなかつた。そして安倍総理が靖国に参拝した時「失望」という言葉で批判をしました。「失望した」というのは、外交用語としては最高級の批判です。一つはアメリカと中国の関係性の中で、歴史認識の問題で中国と日本がぎくしゃくして欲しくない。そして必ずや東京裁判の批判に繋がること

の批判は、戦後の日米関係そのものに繋がるわけですから許せないのです。

戦後レジュームからの脱却

戦後レジュームからの脱却というのは、どういう内容を持っているのかということを抑えている方が良くかと思うのですが、戦後の日本は憲法と日米安保という、相反する二つの柱があるバランスを取つてきたといえます。軍事による平和を否定する一方、安保・力によって平和を保持するということを同時進行させてきたわけです。

この度の安倍首相の憲法の規定の変更は国内問題だけでも、憲法を改定して武力的にも強い国になる、アメリカの従属から脱却するというのは、国内問題だけでなく安保の問題になる問題でもあるわけです。アメリカがそれを許容するかというところ簡単ではないと思います。日本もまた安保

に代わる軍事力・抑止力を持たない限り脱却はできないのだろうと思いますので「集団的自衛権の発動」というのはきわめて不透明なそして不安定な要素を抱え込むことにもなるのだと思います。そもそも、アメリカからの脱却というのは純粹右翼の考え方ですね。しかしご存じのように日本の政治家で右傾と見られる人はみんな「親米」なのです。表現は異なり、やっていることも違うように見えるのですが、戦後の保守家は同じようなことを言ってきた。彼の祖父である岸信介は「真の独立」と言いました。そして岸の弟の佐藤栄作は「沖繩返還による戦後の終わり」と言い、中曽根が何と言ったかという「戦後政治の総決算」と言いました。これらはみんな同じ文脈で語られているわけです。

「集団的自衛権の容認」ということはアメリカが容認していることです。アメリカの世界的な軍事力の低下は1980年代から始まっています。つまり中曽根の頃からということになるのですが、低下した軍事力の補完をお金で肩代わりさせながら「汗を流せ」等ということを言い続けているのですが、アメリカにとっては中東での軍事的なプレゼンスというものを日本に幾ら



かでも肩代わりして貰えればいいことを願っているわけです。アメリカは日本がアジアで摩擦を起こし、事を起こして貰いたくないのです。しかし日本の保守的な考えを持つ人びとは、戦後体制の脱却ということの最大の目的・本音は、歴史修正主義のところまで脱却したいのです。でもそれができない現実ゆえに、保守のジレンマとして、日・中・韓・そして米の問題としてあると言って良いかと思えます。

手続き無し of 改憲

「専守防衛」とか「個別的自衛権」は戦力に当たらないというある種の常識。直接攻撃を受け、それに対応することは許されるという判断は司法でも為されているのですが、それについても多くの憲法学者が否定的な見方をしています。戦後保守政権下では、自国が攻撃されるといことが無いにもかかわらず、他国を攻撃するなどということは無い。法(のり)だとして否定してきました。

そしてその問題は法制局の問題ではなく、私たちの問題なのです。民主主義というのは手続きが大事なのです。大阪の橋本府知事のやり口もこれですね。手続きをとばす、時間のかかる政治はやらないということですね。でも民主主義というのは時間のかかるものです。それが大事なのです。

戦死と靖国神社

集団的自衛権を認めるということは、直接に攻撃されることが無くても攻撃されるので、戦争状態になる可能性は高い。戦争状態になれば「戦死者」がでるということになります。PKOなどでギリギリの線、人道のための自衛隊派遣ではなく、今度は戦争のために自衛隊を出すということですから、戦死者を想定しないわけにはいかないことになりま。この意味でも戦後の崩壊「2度と国家の

ために死なない・殺さない・殺させない」という原則を破り、破壊してしまうことになりま。

今から2年前に、戦死者を想定して、佐藤正久さんという人が【やすくに】という機関紙に「靖国神社と自衛隊」という一文を書いています。この人はイラクに派遣された元自衛官で、今は参議会議員なのですが、戦死を想定して「当然、戦いを望むものではないが、万一の場合を想定して準備を怠ってはならないのが、政治家の務めである。近い将来、自衛官の「戦死」が生じた場合、如何に彼らを慰霊・顕彰するかを、国民を挙げて考えていかねばならない時期を迎えつつあるのではないか。そのことが九段と市ヶ谷の距離を縮めることになるのではないだろうか。」と述べています。靖国神社と防衛省の距離が縮まるという言い方です。今までは戦時中戦死した人しか祭られることのなかつ

た靖国に、「如何に慰霊・顕彰」して迎え入れるのかを、国家・国民をあげて考えねばならない。角度を変えて考えてみれば、集団的自衛権が認められれば、戦死者が想定できるわけです。戦死者が出たとき誰が責任を取るのかというと、誰も取らない。明治以降の戦争で幾百万人の戦死者を出しましたが誰か責任を取りましたか。一部の軍人が責任を取る形で絞首刑になりましたが、政治家は責任を取ったとは言えません。

私たちがいる

安倍総理の靖国参拝違憲訴訟が昨日(4月11日)大阪で提訴されました。近々東京でも提訴の予定ですが、今回の靖国違憲訴訟はこれまでとは全く異なるものだと思います。明確に戦争することを想定した上での総理の靖国参拝ということになりまして、特別の意味を持っていてと言えます。

戦後を破壊しようとする安倍総理を問うということですから私は総理自身を法廷に引きずり出したいと思っています。そこで昨日開廷されることになった大阪の違憲訴訟に対して「安倍首相に法廷で語ってもらおう」というメッセージを出しました。私も呼びかけ人の1人でありましたので1000人くらいの原告が集まればと思ったのですが、残念ながら原告は500人程となりました。

“9条から私たちが問われているのだ”ということをと心に秘め、何をしなければならぬかを考えなければならぬのです。“戦争前夜”と言うことがいわれ、よく似た状況下に置かれているのだと思いますが、1930年代とは違うのだと思います。戦後69年、民主主義の実現を求め、その実績を積み上げてきた多くの人びとの歴史があることです。そして9条も大きく成長してきたのだと思いま

す。9条には2つの役割があります。一つは、市民や弁護士・学者が果たしてきた役割。9条の原作者の意図(天皇制の護持と武装解除のため)を越えて9条に息を吹き込み、いのちを蘇らせてきたのです。もう一つは、非暴力で平和は作れるのだというものの考え方を9条は教えてくれた。だから「ノーベル平和賞」に推奨するようにという市民の声が上がり、一定の支持を得ています。

亡くなった井上ひさしさんが『組曲・虐殺』というものを作って、小林多喜二に託して語らせた台詞があります。その台詞を最後にお読みしたいと思います。「絶望するには、いい人が多すぎる。希望を持つには悪いやつが多すぎる。」:「いやあーいいないことはない」という言葉で多喜二の言葉は終わるのですが、「いいないことはない」という橋渡しは私たちです。終わります。

質疑

メディアの責任についてどのように考えているのか。

本当に大事な問題で、前に務めていた朝日新聞を退職して既に40年近くになります。でも離れていると、とても気になります。私がある頃のマスメディア、いや朝日新聞とあっていいです。私は80年になる前に辞めていますので、随分代替わりしました。あの頃は良かったと言っている人はいないのではなく、何が問題なのかを感じてそれを文字にするのが記者の仕事だと思うのですが、何が問題なのか”ということを感じる感覚と意識が80年代になりますと萎縮し欠如したのではないかと思うのです。ある女性記者が日の丸君が代の問題を全国規模で取材し、君が代と天皇の問題、差別の問題などをズーツと書いていました。ある日、エレベーターの中で偶然であつ

た社会部のデスクが、「君は色々書いていてくれるけれど、誰かに言われているの」と言われたというのです。彼女は君が代の法制化でこんな問題が起きている、こういう事も起きている等ということ聞き取り記事にするということは、ジャーナリストとしては当然のこととして書いていたのを、社会部のベテランの記者に「誰かに言われて書いているの」と言われ、凄いいショックを受けるわけです。25年も前のことですが、何が問題なのかを認識する感覚これはニュースになるという感覚、市民の側に立つ感覚、それが凄く少なくなってきた。さかのぼれば教育の問題。入社試験の問題もあります。僕らの時は、ジャーナリズムを狙う人は、銀行や商社の試験を受けるということはありませんでした。新聞なのか、出版社なのか、それともテレビ会社

なのかという範囲でした。でも今は銀行でも新聞社でも良いのです。ジャーナリストとは何なのかということが欠如している人が結構沢山いて、それが偉くなるのです。それが非常に大きな原因だろうと思います。そういうことがありますので、メディアの報道に対しても疑いを持って読むということだと思えます。書かれていたことが事実であってても真実ではない。国家と同じように距離感を持つということが大切だと思えます。

(文責・日野詢城)

年会費納入よろしく願います。

年会費納入者

藤井敬久・安養寺・泉 暁子
宗 誠輔・古谷聡・河野光男
藤井文佳・清原えつ子
カンパ:10,100円
残金:134,203円 9/12現在

会 員:3,000円
賛助会員:1,000円
カンパ歓迎

田中伸尚さん講演会感想文

※ 多くの講演会感想文これまで聴いてきましたが、田中さんの講演ほど、私の心臓に食い入ったものはありませんでした。『作曲家・吉田隆子』をじっくり読んで、今日の田中さんの訴えを噛みしめたいと思います。

※ 田母神さんの件と少し繋がるのかと思えますが、若者がコンパのカラオケで「同期の桜」を肩を組んで合唱するとか、ネットの世界でどう表現するのか、メイ

トの女の子は軍艦の名前をつけられていたりとか、いわゆる私たちのメディアチェックでは間に合わない世界があるようだ。どうしたらいいのでしょうか。

※ 自然体で話される講師の話しぶりに親しみひとしおでした。現場を歩き、現場で考える：この実践力が、いちいち言葉に表れて説得力を覚えまして：主催者の熱意が、話者にも及びます。長い時間を誠意を持ってお話しされた迫力を、脳にインプットしました。加藤周一氏を連想してました：良き刺激に感謝します。《素のまま／時代を語る伸尚さん／宙を睨みて／怒り引き寄す》

世話人(◎代表者)
無着 成恭 曹洞宗僧侶
酒迎 天信 日本山妙法寺
◎日野 詢城 大谷派見成寺
林 正道 大谷派安養寺
西郡 均 本願寺派誓岸寺
古谷 聡 大谷派蓮照寺
佐々木淳二 大分メソナイトキリスト教会
掛橋 泰定 日蓮宗妙栄寺
大在 紀 本願寺派長光寺
野口 春夫 日本基督教団津久見教会
永井 一匡 アライアンス大分キリスト教会

編集後記

* 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を可決した地方議会が、安倍政権の「閣議決定」(7月1日)以降にも増え続け、8月12日現在で190議会にのぼっている。「閣議決定」前(6月28日掌握分)では157市町村議会であった。

* 閣議決定が為された7月1日、全国の高校三年生(男女とも)に「自衛隊募集」の案内が送附されたという。《以上・ヤフー検索記事》
* 7月18・19の両日で、衆参両議会で可決成立した「集団的自衛権」の行使容認は、憲法改正の手続きは一切無いままの「解釈改憲」安倍首相お手盛りの「私的諮問機関」が決めたもの。機密法ではNHKの会長を、そして日銀総裁、経済同友会など、すべてを人事工作で：こういうことが「有事」なのだ。私たちは認識しなければならぬのだと思う。

* ただ残念なことは、メディアの報道から消えたように「冷めてしまう私」がある。決められたことを良しとするのではないが、声を挙げなければ認められたことになるといふ社会もおかしい!

(詢)